

保育所・認定こども園を利用する保護者の皆様へ

1号認定・2号認定の副食費の免除について

無償化に伴い、世帯の収入や多子世帯の状況に応じて、副食費分が免除される場合があります。

対象者・対象範囲

年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもが対象です。

年収360万円未満相当の判断は、世帯構成や年収等により決定される町村民税額を元に町が行います。

世帯収入	第1子	第2子	第3子
年収360万円未満相当	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収360万円以上	副食費保護者負担		副食費免除

免除となるのは、副食費（おかず代やおやつ代）のみです。

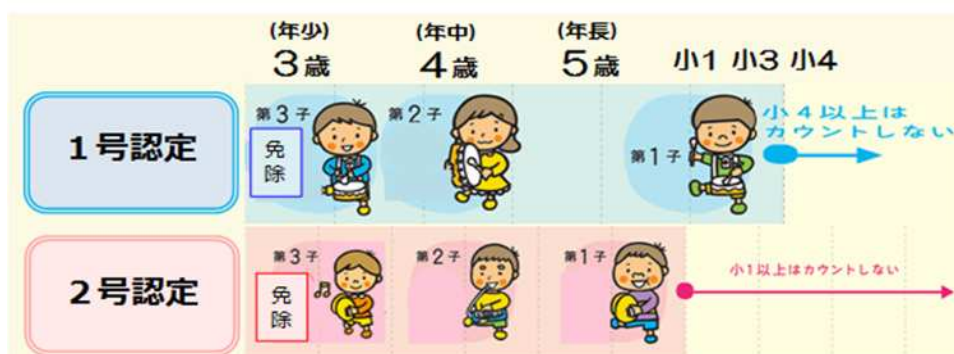
主食費（米、麺、パン等）は免除にはなりません。

免除対象者は、副食費を施設に支払うことはありません。



多子世帯の第3子カウント方法

多子世帯の第3子カウント方法は、1号認定は小学校3年生までの最年長の子どもを第1子として、2号認定は小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。



● 対象となる方については、町から直接「免除のお知らせ」が届く予定です。

【お問い合わせ】 高千穂町役場 福祉保険課 TEL:0982-73-1202